

# 給水装置の修繕工事取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市水道事業給水条例(以下、「給水条例」という。)に基づく給水装置の修繕費用のうち、四日市市上下水道局(以下、「局」という。)が費用負担をする範囲について定め、修繕業務を適正かつ円滑に遂行することを目的とする。

(給水装置の管理)

第2条 給水装置は、土地、建物の所有者が設置したものであり、その所有者の財産である。したがって、家屋などと同様にその維持管理はその所有者と使用者(以下、「使用者等」という。)の責任において行われるものである。ただし、公道下の部分については局が維持管理を行うものとする。

(修繕の対象と範囲)

第3条 給水条例第8条第3項にいう、四日市市上下水道事業管理者の認定により費用を徴収しない修繕(局が行う修繕等)とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 道路内での修繕。なお、道路とは公道及び公益として供用している私道や、水路などの横断部分をいう。
- (2) 配水管から宅地内第1止水栓(メータ止水栓を含む)までの修繕。ただし、第1止水栓が官民境界から宅地内1.0m以内に設置されていない時は、原則として官民境界までとする。
- (3) 宅地内第1止水栓(メータ止水栓を含む)が官民境界から宅地内1.0m以降にもある場合でも、修繕と同時にメータを官民境界から宅地内1.0m以内へ移設できる場合。  
また、メータ移設が不可能な場合でも、宅地内第1止水栓を官民境界から宅地内1.0m以内に設置できる場合。
- (4) 修繕することができない等、止む得ない場合の移設工事で、官民境界から宅地内1.0m以内に設置する宅地内第1止水栓の設置までの範囲
- (5) 止水栓やメータ前後の漏水箇所が鉛管が使用されている場合には、鉛管部分をポリエチレン管などに変更する修繕。

2 局が行う修繕に含まないもの(使用者等の負担)は次のとおりとする。

- (1) 使用者等の故意、若しくは重大な過失により生じた修繕。
- (2) 第三者により生じた修繕のうち、第三者が判明している場合の修繕。
- (3) 移設を伴う工事。
- (4) 改良を伴う工事。
- (5) その他、前項各号に該当しないもの。
- (6) 修繕に伴う、次のような復旧工事及び補償等。

- ① 特殊な舗装の復旧工事
- ② 建物など塚や壁の復旧工事
- ③ ブロック積みや石垣などの復旧工事
- ④ その他、特殊なものの取り壊し及び復旧工事
- ⑤ 漏水による二次災害の損害補償
- ⑥ 植栽などの枯補償

3 緊急を要する場合には、前項の規定にかかわらず応急の修繕を局が行うものとする。ただし、修繕費用は使用者等及び第三者が負担するものとする。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。